



特集 IFRSセミナー

IFRSの最新動向と日本の対応 ～IFRSをベースにした経営・財務・経理のあり方～



2010年3月15日（月）、一般財団法人会計教育研修機構が主催するIFRSセミナー「IFRSの最新動向と日本の対応～IFRSをベースにした経営・財務・経理のあり方～」が開催された。このセミナーは、経済界のトップマネジメント及び会計実務家を対象としたIFRSセミナーシリーズの一環であり、当日は、講師として加藤 厚企業会計基準委員会（ASBJ）常勤委員をお招きして、IFRSが企業経営に与える影響等についてご講演いただいた。国際財務報告基準（IFRS）の国内適用を目前に控えた今日、IFRS適用は我が国企業にとって重要な問題となることから、会場では多数の聴衆が熱心にセミナーを受講し、セミナー終了後は

質問が活発に行われた。セミナーでは、前半に「IFRS導入の内外における動向」に関して直近の状況に関する概括的な説明があった。後半では「IFRS導入への経営・財務・経理における対応」に関しての説明があり、IFRSを実際に適用するに当たっては、企業の経営者は、どのようなことに対処する必要があるのかという点と、特に、日本企業の経営に大きなインパクトを与える5つの基準について詳細な説明があった。以下は加藤氏のセミナーの概略である。

1 IFRS導入の国際的な動向

1-1 国際的な動向について

冒頭で、EU、米国、その他の地域に関してのIFRS導入に関する概括的な説明があった。特に、2010年2月に公表された米国SEC（証券取引委員会）の声明について、①米国のIFRS導入に関する従来の立場から後退したのではないかという論調があるが、意思決定を2011年に行う旨の言及は評価できる、②IFRSを強制適用する時期は、たまたま日本が強制適用を予定している時期と同じ時

期となる（2015年若しくは2016年）旨の指摘があった。

1-2 日本におけるIFRS導入への対応

主にASBJで行っている取組みに関して、以下の説明があった。

- ASBJは、IASBとの間で締結した東京合意（2007年8月8日）に基づいて、コンバージェンス・プロジェクトを推進中。
- 2010年3月に更新されたIASB（国際会計基準審議会）の作業計画に合わせて、ASBJのプロジェクト計画表も4月に更新する予定。また、最近の日本の動きに関して

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2009年12月11日：金融庁）の公布は、金融庁の企業会計審議会が2009年6月16日に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（いわゆる日本版ロードマップ）に法的な手当てをしたという意味で大きな決定であり、海外からも非常に評価されているという点を強調された。また、IFRS導入に関しての民間の動き（①IFRS対応会議、②IFRS導入準備タスクフォース（日本経団連ほか）、③IFRSデスク（JICPA）、④IFRS実

務対応グループ（ASBJ）等）に関する説明があった。

1-3 IASB/FASBのMoUプロジェクトの現状と見通し

アメリカでは、IFRS導入に関する動きが滞っているのではないかと、懸念が出ていたが、IASBとFASBが2009年11月5日に公表した共同声明で、2011年の完了が再確認され、これまでのIAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」や米国基準の多くの基準が置き換えられることになるとの説明があった。

主なIASBの作業計画については、2010年3月の作業計画の更新により、「金融商品」、「連結」及び「認識の中止」等に関して、従来の予定よりも最終基準の公表が遅れる予定であることが判明した。特に、認識の中止に関しては、金融機関が行っている現先（レポ）取引の処理に関して、リーマンの破綻の際、不適切な処理があったのではないかと、話題になっていることも背景あって議論が沸騰しており、日本に大きな影響を与える可能性がある旨の説明があった。

1-4 ASBJのコンバージェンス及び基準開発の現状と見通し

ASBJのコンバージェンスに関して、完了年度ごとの説明があった。

➤ 2010年中に完了予定の主なプロジェクト

- ✓ 企業結合
- ✓ 無形資産
- ✓ 財務諸表の表示
- ✓ 退職給付（ステップ1：未認識項目のB/Sオンバランス化、退職給付債務・勤務費用の期間帰属、開示の拡充）

無形資産プロジェクトにおける開発費の会計処理に関しては、現在の

日本基準では、米国基準と同様に費用計上されているが、資産計上に変更される予定である。また、現在、日本基準で計上されている繰延資産はなくなる方向性であり、日本に大きな影響があると考えられる。

➤ 2011年中に完了予定の主なプロジェクト

- ✓ 金融商品
- ✓ 連結の範囲
- ✓ 引当金

連結の範囲に関しては、日本では特別の規定により、連結除外となっている不動産流動化を目的とした特別目的会社や組合等も、連結の範囲に含めなくてはならないことになる。また、引当金に関しては、日本基準では認められている蓋然性要件がなくなった場合、企業が訴訟事件に巻き込まれた際に、わずかでも敗訴の見込みがある場合は負債に計上しなくてはならない等の影響が考えられる。

➤ 2011年後に完了予定の主なプロジェクト

- ✓ 収益認識
- ✓ 財務諸表の表示
- ✓ リース
- ✓ 退職給付
- ✓ 負債と資本の区分
- ✓ 保険会計

収益認識では、工事進行基準が認められなくなるのではないかと懸念が多く聞かれる。この点に関して、世界中から大きな反対があるので、認められるようにしていこうと考えている。保険会社の保険負債の測定に関しては、アメリカと意見がまとまらず、議論が停滞している。基準化の方向かどうか不透明であり、2010年5月の公開草案公表が危ぶまれている状況である。

2 IFRS導入への経営・財務・経理における対応

セミナーの後半では、実際のIFRS導入に当たって、企業の経営者や財務・経理等の担当者はどのような対応が必要となるのかについて、具体的な説明があった。

2-1 経営判断により異なる適用会計基準

まず、経営者側がIFRS適用に当たって、経営判断・対応をしなくてはならない点に関する説明があった。

➤ 何年度にIFRSの任意適用を開始すべきか、あるいは強制適用まで待つべきかについての決定。

➤ IFRSを適用するまでの期間中、コンバージェンス中の日本基準のみならず、IFRSに関する自社の経営に与えるインパクトのアセスメントが必要。

以上の点に関して、加藤氏から次のような補足説明があった。すなわち、ASBJが行っている日本基準のコンバージェンスは、IFRS強制適用のソフトランディングのために、可能な限りIFRSと日本基準の差異をなくすという金融庁の要請に沿って、基本的に日本基準をIFRSに合わせるという大前提で行っている。この点からも、日本基準からIFRSに移行しても、そんなに大きなインパクトはないと考えられる。逆に、IFRSを適用するまでは、両方の基準を考える必要があり、移行してからはIFRSだけを考えていけばいいことになるという点も、IFRS適用を考える上で大きな経営判断であるという旨の説明もあった。また、2012年に未完了のプロジェクトが多く残っていると、日本における金融庁のIFRS強制適用の意思決定に影響を与えるこ

とを懸念している。

2-2 日本企業の経営・財務・経理にインパクトを与える、IFRSと日本基準の基本的な相違

ここでは、以下に掲げるIFRSの基本的な考え方に対する日本基準の基本的な考え方及び具体例が説明された。その中でも特に強調された項目を紹介する。

- IFRSは原則主義であり、実務指針がほとんどない。日本基準は細則主義であり、実務指針がたくさんある。これに関しては、IFRS実務対応グループで、原則主義でも日本の実務に合わせていく方法を模索している
- IFRSは資産・負債アプローチであり、包括利益、金融商品等に端的に表れている。日本では、会計ビッグ・バン等で大きな変革をしたので、おおむね資産・負債アプローチであるが、損益アプローチも多少残っている。
- IFRSでは、公正価値測定を最も重視している。日本でも基本的には同じだが、まだ原価測定するものも残っている。
- IFRSは、実現概念はほとんど採用しない。日本基準においては、実現・稼得概念を重視している（当期純利益を重視して、リサイクリングする）。
- 連結の考え方に関しては、IFRSは経済的単一体説的な考え方である。少数株主持分は資本であり、全部のれんが計上される。一方、日本基準は、親会社説を採っている。少数株主持分は純資産の部に計上され、のれんは、親会社が購入した分のみが貸借対照表に計上される。

2-3 日本企業の経営に大きなイ

ンパクトを与えるIFRS又はコンバージョン・開発中の日本基準

ここでは、日本企業の経営に大きなインパクトを与えると考えられる5つの基準が具体的に取り上げられて、説明された。

2-3-1 金融商品会計

➤ IFRS第9号と日本基準の相違について

金融商品に関する会計基準を簡素化するという観点から、IFRS第9号は、金融商品の区分を償却原価で測定する区分と公正価値で測定する2区分としている。以下に記載する2つの要件を満たした場合は、償却原価での測定であり、満たさない場合は、公正価値で測定する。

- ① 契約キャッシュ・フローを回収するという事業モデルによって保有されており、かつ
 - ② 元金及びその残高に対する金利のみが一定の日に回収されるもの。
- 例外として、非常に特別なものとして、OCIオプションがあり、これによれば、トレーディング目的以外の資本性金融資産のうち、いわゆる戦略的株式投資や、持合株式の中から、企業が任意に選択したものは、公正価値の変動をOCIで認識することになる。一方、受取配当金は当期損益に計上でき、この点は日本からの要望に配慮したものであるといえるとの指摘があった。ただし、この選択は取消し不能であり、売却損益は、リサイクリングできないことになる。

➤ IFRS第9号への経営上の対応

- ✓ 企業の経営者は、金融商品の分類に当たっては、事業モデルを明確化して決定する必要がある。事業モデルは、会社全体のモデルであり、個々の金融商品

に関する「経営者の意図」ではない。ただし、ポートフォリオごとに事業モデルを決めるということは可能である（例：契約キャッシュ・フローを回収する投資ポートフォリオ、時価変動の利益を追求するポートフォリオは同じ企業であっても、別々の事業モデルとすることは可能）。

- ✓ 償却原価測定をするためには、上記①②の要件を満たす必要がある。満期保有は要件ではないが、“まれでない回数売却”が売買目的と看做されて、償却原価による測定ができなくなる可能性がある。銀行がバンキング勘定で持っている国債が償却原価で測定できるかどうか等、頻度・程度等を考えて、事前に監査法人等と検討しておく必要がある。
- ✓ OCIオプションを選ぶか否かは重要な経営判断であり、選択後の取消し、分類変更が不可能である。また、その場合、IFRS第7号により、詳細な情報を開示しなくてはならない点にも注意が必要である。
- ✓ 持合株式による含み益経営が困難になる。リサイクリングで



企業会計基準委員会（ASBJ）常勤委員
加藤 厚氏

きないことにより、従来のように、大きな損失が出たときにそれを売却して相殺するということはできなくなる。また、現在、金融庁は持合株式に関する情報開示の強化（現在の上位10銘柄開示から30銘柄開示に拡大、保有目的の開示等）を検討中である。

2-3-2 退職給付会計

ASBJでは、退職給付会計のコンバージェンス・プロジェクトは、ステップ1、ステップ2に分類して進めている旨の説明があった。ステップ2に関しては、2011年後に検討していく予定である。

➤ 退職給付会計見直しの日本への影響及び経営上の対応

✓ ステップ1：貸借対照表の積立状況の遅延認識の廃止

財務分析データに影響すると考えられ、投資家や格付機関の関心が高い。新聞等でも大きく取り上げられており、積立不足の解消方針の確立と広報に関しては、マスコミ対応が必要である。年金制度が経営に与えるインパクトとその対応が必要であり、見直し等も考えていく必要がある。

✓ ステップ1：現行の期間定額基準に加え、給付算定方式の選択適用を認める。

IFRSは給付算定方式である。どちらを選択すべきか、年金数理人とも検討して、早めの対応が必要である。

✓ ステップ1：退職給付債務や年金資産の増減の内訳等の注記を追加する。

より多くの注記（例：退職給付債務及び年金資産の期首・期

末残高の調整表等）が求められるので、開示体制や、管理体制の整備が必要である。

✓ ステップ2：損益計算書における退職給付費用の会計処理及び分解表示

今まで日本では1つの科目として開示されていたが、IASBでは要素ごとに分解して表示することを考えている。この点に関して、現在、ASBJで検討中であり、インパクト分析が必要であると考えている。

2-3-3 財務諸表表示の見直し（包括利益計算書、一体性の原則及び事業セクションと財務セクションの区分、キャッシュ・フロー計算書、重要な資産、負債の変動分析情報の開示）

➤ 財務諸表表示見直しの日本への影響

✓ 包括利益計算書に関しては、最近、新聞等でもよく報道されている。ASBJでは、従来、制度として存在しなかった包括利益の概念の制度としての導入を暫定決定しており、公開草案を公表している。

✓ IASBでは現在、①2計算書方式と1計算書方式の選択適用の廃止と、1計算書方式への統一、②OCI項目は、リサイクリングされるものとされないものに区分するという事も考えられている。日本では、現状、1計算書方式は時期尚早であり、当面、1計算書方式と2計算書方式の選択適用を認める方向で、現在、公開草案に対して寄せられたコメントを検討中である。

✓ IASBで現在検討している、包括利益以外の財務諸表表示見

直しに関する項目については、日本では中長期項目として、今後検討していく予定である。この中でも、日本で非常に大きな問題となるのは、現在IFRSで直接法と間接法の選択適用が求められている、キャッシュ・フロー計算書である。現在のIASBでの方向性は直接法に統一して、間接法的な調整表の注記を認めるものであり、動向に注目する必要がある。

➤ 包括利益表示制度導入への経営上の対応

✓ その他包括利益（OCI）の構成要素である、為替換算調整勘定、有価証券評価損益等は、企業の将来の損益等の大きな変動要因となる。今までは純資産の部で計上されていた評価・換算差額等は、損益計算書に計上されるようになり、将来の損益、キャッシュ・フローの変動要因となるので、これらの項目に対しての経営上の対応が必要となる。

✓ 株価・為替変動に関する将来予測は難しくても、会社の経営者としてどのように対応していくかという方針を確立していく必要がある。リスク資産を持つことの責任が明確になり、今まで以上に効率的な経営資源の運用・調達が求められる。

✓ 戦略的投資、株式持合いに関して、従来の日本的な、益出し、含み益経営が困難になり、ガラス張りになるという点への対応が必要である。

✓ 資産・負債アプローチの採用及び実現概念よりも発生したものを重視するという、フロー

(P/L) よりもストック (B/S) 重視の経営となる必要がある。

- ✓ 一部のマスコミは当期純利益が包括利益にとって代わるとあおっているが、包括利益計算書で重要なのは段階利益であり、当期純利益もその中の一部である。各段階の利益を分析することが必要である。包括利益は業績指標ではないが、広い意味で見れば、保有責任やリスク資産に関しての経営判断、経営者責任を表している。
- ✓ 経営者は、1 計算書か 2 計算書かの経営判断を求められることになる可能性がある。
- ✓ 包括利益の制度を上場会社の個別財務諸表にも導入するという論点に関しては、公開草案に寄せられた意見では否定的な意見が多い。
- ✓ 公開草案どおりとなると、平成22年4月1日以降開始事業年度から適用となるので、ASBJの審議状況をよくフォローする必要がある。

2-3-4 企業結合会計基準

➤ 企業結合会計基準見直しへの経営上の対応

- ✓ 企業結合会計に関しては、IFRSは確定しているので既存の差異である。いわゆるIFRSが動いていくというムービング・ターゲットではない。
- ✓ 連結概念に関しては、親会社説を経済的単一体説的なものに変更していくという方向性である。少数株主持分は、2009年12月の暫定合意で、現在の純資産の部への計上から資本の部への計上という大きな方向性が示されている。

✓ 連結損益計算書における親会社、少数株主損益の表示方法が変更され、少数株主損益も含んだ金額が当期純利益となり、内訳として親会社と少数株主分を表示することになる。先に進んでいる包括利益の表示プロジェクト確定後、企業結合会計が確定すると再度変更しなくてはならず、煩雑であるという意見がある。

✓ 日本では、少数株主持分の増減は他人との取引であり、損益取引となっている。少数株主持分が資本ということになると、少数株主との取引は資本取引となることになる。子会社、関連会社株式を多く持っている会社は十分注意する必要がある。

✓ のれんの規則償却は、廃止するか否かを検討中である。減損処理のみとなった場合、減損処理方法の厳密化を含めた見直しを検討しなくてはならない。それに伴い、のれんから無形資産に振り替える必要があるため、無形資産の包括的会計基準の必要性が生じ、負ののれんとの整合性を考えて、経過措置を設けることも必要であると考えている。

✓ のれんの規則償却が廃止された場合、M&Aを行った際に、M&A後の期間損益への負担が軽減される一方、より厳密な減損処理が要求されることにより、M&Aの成果、経営者責任へのより厳しい評価がなされることになる。また、M&Aにおける取得差額の厳密な分析が必要となるが、コスト負担増の要因となると考えられる。

2-3-5 IFRSによる減価償却

IFRSによる減価償却の論点に関しては、加藤氏は次のように述べられた。

- IFRSでは、定率法が使えないのではないかという懸念があるが、IAS第16号は、定額法、定率法、生産高比例法が並列で記載されている。
- 日本の税法で認められている250%定率法に関しては、認められないのではないかと個人的には考える。
- 日本では正当な理由がない限り、会計方針の変更はできない。親会社が定率法、海外子会社が定額法の場合は、会計方針の統一の問題となり、監査法人とよく相談する必要がある。有形固定資産の重要な構成部分ごとに減価償却するという、コンポーネント別減価償却に関しては、監査法人とよく相談すればあまり問題にならないのではないかと考える。

(業務本部IFRSデスク研究員・

公認会計士 千崎滋子)

教材コード	J 0 2 0 5 7 9
研修コード	2 1 0 3 0 1
履修単位	1単位